

TPP11 (CPTPP) 及び日EU・EPA 原産地規則について【実務編】



2019年6月
東京税関
総括原産地調査官

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

原産地証明手続の種類

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法(原産地証明手続)には以下の3種類が存在する。

① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：原産品申告書等
…輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- 日オーストラリアEPA(②と併用)、TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAで採用。

② 第三者証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地証明書
…輸出国の商工会議所等の公的機関が発行する原産地証明書
- TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAを除く、締結済のすべてのEPAで採用。

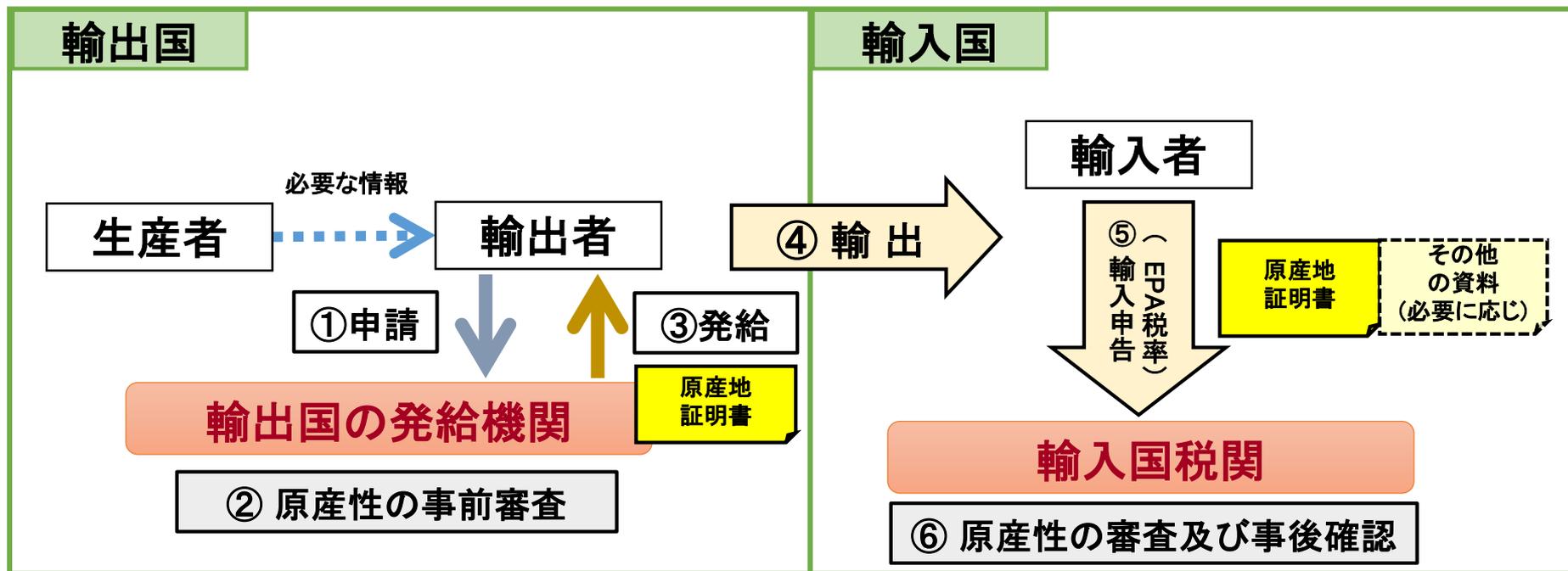
③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地申告
…輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
- 日メキシコ、日スイス、日ペルーEPAで採用(いずれも②と併用)。

第三者証明制度と自己申告制度の比較①

○第三者証明制度

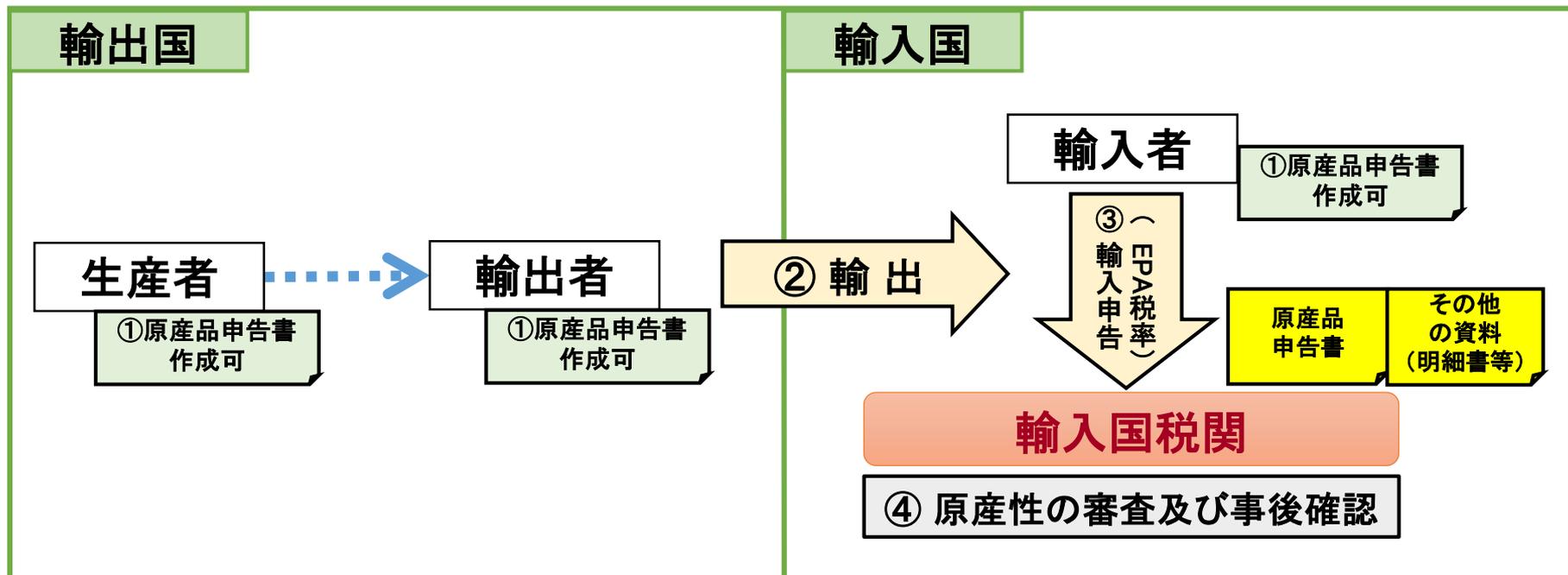
- ◆輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。
- ◆輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産地基準を満たすかの情報を得るなどして発給申請することになる。
- ◆輸入者は、EPA特惠税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出する。
- ◆TPP11(CPTPP)、日EU・EPAを除く各EPAで採用されている。



第三者証明制度と自己申告制度の比較②

○自己申告制度

- ◆貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。
- ◆日オーストラリアEPA、TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAで採用。TPP11(CPTPP)、日EU・EPAは自己申告制度のみを採用しており、日オーストラリアEPAは第三者証明制度との併用である。
- ◆日本での輸入申告時には、原産品申告書のほか原産品申告明細書及び記載内容の確認ができる書類の提出が原則として必要となる(*)。



* 輸入申告時に提出すべき書類については、各締約国が国内法令で定めることとなっている。輸出相手国での輸入手続に必要な書類については当該相手国への確認が必要。

○提出時期

◆原産地証明書等(※)：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第4項)

※原産地証明書、原産地申告、原産品申告書等を指す。

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合

(関税法施行令第61条第4項、同基本通達68-5-15, 16)

◆運送要件証明書：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第8項)

◆特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除：関税法基本通達67-3-4、68-5-1、保存義務：関税法施行令第4条の12)

自己申告制度も同様

○証拠書類の提出免除

◆原産地証明書等

課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

※EPAについては、「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」として書類提出を免除する製品の指定はない。

◆運送要件証明書

課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

○原産地証明書等の有効期限

発給及び作成から1年間 (関税法施行令第61条第5項)

○対象となる輸入

◆1回限りの輸入に適用。(関税法基本通達68-5-11(2)ニ)

◆**TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA**においては、12箇月を超えない期間の同一の製品の2回以上の輸入に適用可。

(関税法基本通達68-5-11の3(2)へ)

自己申告制度も同様

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

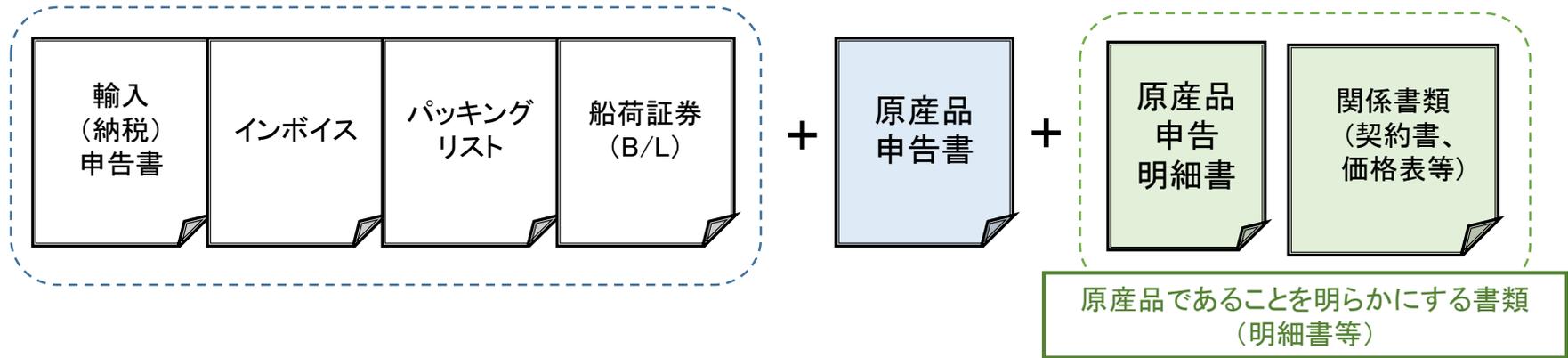
III. 自己申告制度の利用

- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

自己申告制度の提出書類

- 通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類(以下「明細書等」という。)」の提出が必要となる。
- NACCSを利用して電子的に提出することが可能(紙の原本の提出は不要)。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書を作成する際は税関様式を使用することが可能。任意様式であるため、適宜の書類で申告する貨物が原産品であることを示すことも可能。
- イメージ



※ TPP11においては、附属書3-A 5を適用することを他の締約国に通報した国は、最長10年間、輸出者・生産者自己申告の代わりに、当該締約国の原産地証明書発給機関が発給又は政府が認定した輸出者が作成した原産地証明書を採用することとなる。ただしその場合も、日本への輸入時には原産品申告明細書等の提出が必要である(他のEPAにおける第三者証明制度等とは扱いが異なる)。2019年4月1日現在、ベトナムは、権限ある当局が発給する原産地証明書を採用することとされている。

原産品申告書

○原産品申告書

日オーストラリア協定では「原産地証明文書」、TPP11(CPTPP)では「原産地証明書」、日EU・EPAにおいては輸出者・生産者が作成する場合「原産地に関する申告」、輸入者が作成する場合「輸入者の知識」という名称で規定されている。

作成者

輸出者、生産者又は輸入者。輸入者による自己申告は通関業者の代理作成が可能。

提出

EPA税率を適用して輸入申告をする際、輸入者が税関に提出する。

様式

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告を除き、必要的記載事項を網羅した任意様式を使用可能。

日本への輸入の場合は税関様式が利用可能。

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告については、仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成する。

有効期限

作成の日から1年間

対象となる輸入

1回限りの輸入に適用。

ただし、TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおいては、12箇月を超えない期間における同一の製品の2回以上の輸入に適用可。

提出省略

課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

留意事項

- 原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要になる。これは、原産品申告書等の提出を省略できる場合においても該当する。
- TPP11(CPTPP)においては、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による原産品申告書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。

原産品申告書の記載要領① TPP11(CPTPP)

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号-3

原産品申告書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス			
No.	4. 商品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、半明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、 HS 2012）	6. 適用する原産性の基準 （WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
7. 包括的な期間（同一の商品が2回以上輸送される場合の期間）			
8. その他の特記事項			

9. 私は、この文書に記載する商品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日 _____
 作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 代理人の住所又は居所 _____

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※例：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される商品、PSR：実質的変更基準を満たす商品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

輸出者の住所は、締約国内の商品が輸出された場所とする。

輸出者と異なる場合に記載する。
 生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。
 これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
 なお、生産者の住所は、締約国内の商品が生産された場所とする。

商品毎に記載する。

品名は、対象となる商品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。
 なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の商品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

任意様式を利用する場合も、この誓約を付記する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

原産品申告書の記載要領② 日EU・EPA輸出者生産者自己申告

附属書3-Dに定められた申告文(仕入書その他の商業上の文書上に作成する。)

日本語

(期間..... から まで)

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準)

.....
(場所及び日付)

.....
(輸出者の氏名又は名称)

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間(作成の日から12箇月を超えない期間)を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすることができる。

産品の原産地を記載する。
“the European Union” 又は “Japan”

場合に応じて、以下の一又は二以上の記号を記載する。
完全生産品: 「A」
原産材料のみから生産される産品: 「B」
品目別規則を満たす産品: 「C」
なお、「C」の場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下の数字を追加的に記載。
関税分類変更基準: 「1」
付加価値基準: 「2」
加工工程基準: 「3」
「累積」: 「D」
「許容限度」: 「E」

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

英語

(Period: from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.

(Origin criteria used)
.....

(Place and date)
.....

(Printed name of the exporter)
.....

ほか22言語の申告文が用意されている。

原産品申告書の記載要領③ 日EU・EPA輸入者自己申告

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号-4

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・10条に規定する「輸入者の知照」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む)			
No.	2. 商品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A, B, C (Cの場合 1, 2, 3)) 適用するその他の原産性の基準 (D, E)
5. 包封時の期間 (同一の商品が2回以上輸送される場合の期間)			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2.に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 _____
 作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名
 作成者の住所又は居所 _____
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名
 代理人の住所又は居所 _____

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される商品、C: 実質的産原基準を満たす商品、1: 関税分類原産基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、果糖若しくは許容限度の規定を適用した場合、D: 果糖、E: 許容限度

商品毎に記載する。

品名は、対象となる商品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準 (A、B、C) のいずれかを必ず記載する。
 なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて (1、2、3) のいずれかを必ず記載する。
 また、必要に応じてD又はEを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の商品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

原産品申告書協定別比較表【日本への輸入時】

	日オーストラリアEPA	TPP11 (CPTPP)	日EUEPA	
			輸出者・生産者	輸入者
名上協定の	原産地証明文書	原産地証明書	原産地に関する申告	輸入者の知識
言語使用	日本語又は英語	日本語又は英語	協定附属書3-Dに定められた24か国語の申告文のうちいずれかを用い、仕入書その他の商業上の文書に作成	日本語
様式	任意 税関様式C第5292号を利用可能	任意 税関様式C第5292号-3を利用可能		任意 税関様式C第5292号-4を利用可能
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 関税分類番号(6桁、HS2012) 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) その他の特記事項(第三国インボイス使用等) 協定附属書3に定める産品が原産品である旨の記載及び日付、作成者の情報と共に印又は署名 	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 生産者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 品名、仕入書の番号 関税分類番号(6桁、HS2012) 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸入される場合) その他の特記事項 日付、作成者の情報と共に印又は署名、及び協定附属書3-Bに定める誓約文 	<p>協定附属書3-Dに定められた申告文を用いる。</p> <p>《定型文(日本語)》 (期間_____から_____まで) この文書の対象となる産品の輸出者(輸出者参照番号_____)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地_____が特惠に係る原産地であることを申告する。 (用いられた原産性の基準_____)(*) (場所及び日付_____) (輸出者の氏名又は名称_____) * (A,B,C(Cの場合1,2,3)、D,E)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む) 品名、仕入書の番号等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項 関税分類番号(6桁、HS2017) 適用する原産性の基準(A,B,C(Cの場合1,2,3)、適用するその他の原産性の基準(D,E) その他の特記事項(同一の産品が2回以上輸入される場合の期間等) 日付、作成者の情報と共に印又は署名
作成の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報 輸入者が作成する場合は、産品が原産品である旨の輸出者又は生産者による誓約書に対する合理的信頼 産品の生産者でない輸出者が作成する場合は、産品が原産品である旨の生産者による誓約書に対する合理的な信頼 	<ol style="list-style-type: none"> 輸入者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸入者が有する書類 (b)産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼 産品の生産者でない輸出者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸出者が有する情報 (b)産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼 生産者が作成する場合 産品が原産品であることについての生産者が有する情報 	産品が原産品であることを示す情報(産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。)	輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報

原産品申告明細書

税関様式C第5293号

◆原産品申告明細書(任意様式)

- 日本での輸入時に原産品申告書を提出する際は、「原産品申告明細書」等を提出し、申告する貨物が原産品であることを示す必要がある。
- 税関様式C第5293号を利用可。**任意様式**であり、適宜の書類で申告することも可能。
- 原則として、輸入者又は代理人である通関業者が作成する。
- 以下の場合には明細書等の提出を原則として**省略可能**。
 - ①文書による事前教示を取得している場合
 - ②一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、完全生産品であることが確認できる場合。
※輸入(納税)申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載してください。
 - ③課税価格の総額が20万円以下の場合

○ 記載事項

1. 仕入書の番号及び日付
2. 原産品申告書における製品の番号
3. 製品の関税分類番号(日オーストラリア、TPP11はHS2012年版、日EUはHS2017年版)
4. 適用する原産性の基準
5. 適用した原産性の基準を満たすことの説明
6. 当該説明に係る証拠書類の保有者
7. その他の特記事項
8. 明細書の作成者の情報と当該者の印又は署名

- 記載事項5. の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」には、適用する原産地基準に応じ、契約書・価格表・総部品表・製造工程表等のような書類に基づき、原産性を満たしている事実を記載する。

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4

<原産品申告明細書の記載例>

原産品申告明細書

(日オーストラリア協定、 TPP11 協定、 EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第0203.19号
4. 適用する原産性の基準 <input checked="" type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 通関関係書類から、本冷蔵豚肉は、カナダ所在の生産者であり輸出者であるカナダボーク株式会社からのカナダ仕出し貨物であること及びカナダ XX において殺・解体されたものであることが確認できる。また、別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本豚肉の豚は、カナダ XX 所在の輸出者の養豚場において生まれ、成育したものであることを確認した。 よって、本冷蔵豚肉は、TPP11 (CPTPP) 上の原産品 (完全生産品) である。	
6. 上記5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名

税関
商事

作成 2018年12月30日

※WO 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C : 実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1 : 関税分類変更基準、VA 又は 2 : 付加価値基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D : 累積

(規格A.4)

原産品申告明細書の記載要領

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

様式は任意です

原産品申告明細書

(オーストラリア協定、TPP11 協定、EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名
作成 年 月 日	

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

製品の関税分類番号を6桁レベルで記載。

製品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか1つに必ずチェックを付す。

なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（関税分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか1つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか一つに必ずチェックを付す。

(4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)

- ・WO又はA: 締約国において完全に得られた、又は生産された製品であることを確認できる事実
- ・PE又はB: すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- ・CTC又は1: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実
- ・VA又は2: 各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- ・SP又は3: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積

原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

	Material	Remarks
1	Grape	Variety of grape
		Merlot FRANCE 80% Cabernet sauvignon FRANCE 20%
2	Antioxidant	

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。
材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。
また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

【お知らせ】 税関HP掲載資料

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について

日EU・EPAを適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日EU・EPAに基づき特惠待遇を要求する輸入者は、同EPA第3.16条第3項の第2文目に規定されている通り、貨物が当該EPA及び法令の要件を満たすか否かに関する説明(資料)を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明(資料)については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

また、当該説明(資料)が提出できない場合、特惠適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明(資料)を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

1. 輸入者による特惠待遇の要求が「原産地に関する申告(輸出者自己申告)」に基づく場合
 - ・輸入者は当該説明(資料)の提出にあたって税関様式C-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・この場合、輸出者は同EPA第3.17条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。
2. 輸入者による特惠待遇の要求が「輸入者の知識(輸入者自己申告)」に基づく場合
 - ・当該説明(資料)の提出に当たり、輸入者は税関様式C-5292-4(原産品申告書様式)及びC-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・輸入者自己申告は、輸入者が同EPA第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第3・21条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

自己申告制度利用の流れ

製品の生産工程表・材料一覧表等を準備

製品の生産がどこまで遡っても協定締約国(注1)で完結している。

全ての一次材料(注2)が協定上の原産品である。

一次材料(注2)に非原産材料が含まれる。

完全生産品

原産材料のみから生産される製品

※47頁ワンポイント参照

製品のHS番号を調べて品目別規則を確認。
規則に応じて下記a~cについて準備した資料(必要に応じて追加資料を入手)で確認し、規則を満たすか検討する。

- a. 関税分類変更基準 … 全材料とそのHS番号
- b. 付加価値基準 … 計算に必要なコスト
- c. 加工工程基準 … 製造工程

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

原産品申告書
提出省略可

原産品申告書
作成又は入手

原産品申告書
提出省略可

原産品申告書
作成又は入手

規則を満たす。

規則を満たさない材料がある。

累積、僅少の非原産材料(許容限度)その他の規定の適用により、品目別規則を満たすか確認。

規則を満たす。

規則を満たさない。

実質的変更基準を満たす製品

原産品ではない

特惠税率は適用
できない。

課税価格総額
20万円以下

課税価格総額
20万円超

原産品申告書
提出省略可

原産品申告書
作成又は入手

一次産品であり、
インボイス等によって
完全生産品であること
が確認できる。

原産品申告明細書
提出省略可

原産品申告明細書を作成し、
製品が協定上の原産品であることを示す関係書類を添付する。

文書による事前教
示を取得し、輸入
申告書に登録番号
を記載した場合は
提出省略可

(注1) TPP11(CPTPP)の場合は日本を含む一又は二以上の締約国、
日EU・EPAの場合はEU全体又は日本、
日オーストラリアEPAの場合はオーストラリア又は日本。

(注2) 最終製品の生産に直接使用された材料をいう。
なお、**原産材料と扱う場合は疎明資料が必要**になります。

原産材料

EPAの原産地基準を満たして**原産品**となった**材料**

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・実質的変更基準を満たす産品

非原産材料

■日EU・EPA 第3.1条(f)

この章の規定に従って**原産品とされない材料**(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)をいう。

例えば、

- ・締約国(※)外から調達した材料
- ・締約国内で生産していても、EPAの原産地基準(品目別規則、積送基準等)を満たさない、又は満たしているか不明な材料

※締約国の範囲は協定によって異なる。

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

- カナダから日本に輸入される「革靴」を、TPP11税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対しTPP11税率の適用は可能か。
また、TPP11税率を適用するために必要な手続きは何か。



品番:XXXXXX
アッパー:牛革
ソール:合成底

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

手順1：貨物のHS番号を確認し、EPA税率が設定されていることを確認する。

日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のホームページの「**実行関税率表**」で調べることができます。

[税関HP](#) > [実行関税率表](#)

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及び杖並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

2019年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)			TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland		
6403.99		その他のもの										
		1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)										
	011	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27%		(27%)			27%			23.5%	23.5%
		(2) その他のもの	60%又は 4,800円/ 足のうち いずれが 高い税率									
		- 共通の限度数量以内のもの		21.6%	(21.6%)							
		-- 中底が19cmを超えるもの										
	012	--- 紳士用のもの									21.5%	
	013	--- 婦人用のもの									21.5%	
	014	--- その他のもの									21.5%	
		- その他のもの										
		-- 中底が19cmを超えるもの			30%又は 4,300円/ 足のうち いずれが 高い税率							
	015	--- 紳士用のもの						● 無税～ 5%	無税	無税	17.5%	17.7%

①
EPA税率を適用しようと
する貨物のHS番号を確認

②
EPA税率が設定され
ていることを確認

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する。



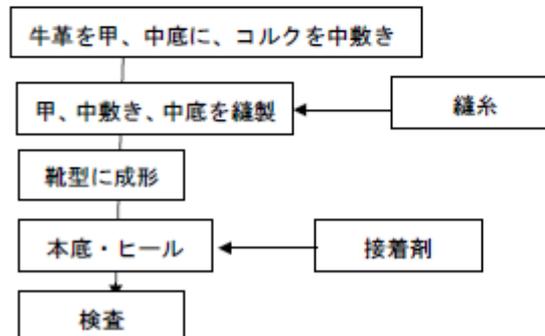
品番: XXXXXX
 アッパー: 牛革
 ソール: 合成底

品名: 革靴 (FOB 価格 \$40)
 品番: XXXXXX
 製造原価計算書

まずは材料と製造場所の確認

		調達国	HS Code	価格 (\$)
直接費	材料費	1 牛革(甲)	カナダ 41 類	■
		2 牛革(中底)	中国 41 類	■
		3 本底・ヒール(EVA)	中国 64 類	3
		4 中敷き用コルク	中国 45 類	■
		5 接着剤	中国 35 類	■
		6 縫糸(ポリエステル)	中国 54 類	■
	労務費			■
間接費	開発費			■
	水道光熱費			■
	減価償却費			■
合計				■

<製造工程> 製造工場: カナダ、バンクーバー市



Canada Shoes Co., LTD.
 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

完全生産品か、原産材料のみから生産される製品か、実質的変更基準を満たす製品か



革靴
(第6403.99号)

カナダ所在の工場で製造

製品が締約国の領域で完全に生産されているか？



非原産材料を使用しているか？



一次材料

材料

調達国

牛革(甲用)(第41類)

カナダ

牛革(中底用)(第41類)

中国

中敷き用コルク(第45類)

中国

縫糸(第54類)

中国

接着剤(第35類)

中国

本底・ヒール(第64.06項)

中国

非原産材料

- × 完全生産品
- × 原産材料のみから生産される製品



実質的変更基準を満たす製品といえるか検討



製品のHS番号の品目別規則を確認

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

製品のHS番号の品目別規則を確認

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

番号 /H.S. code	品名 /Description	TPP11(CPTPP)協定 /Comprehensive and Progressive method; or (b) 55 per cent under the build-down method.
6403.99	その他のもの	第六四・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項から第六四・〇二項までの各々、第六四・〇四項から第六四・〇五項までの各々若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。
	Other	A change to a good of heading 64.03 from any other chapter; or A change to a good of heading 64.03 from any other heading, except from heading 64.01 through 64.02 or 64.04 through 64.05, subheading 6406.10 or assemblies of uppers other than of wood of subheading 6406.90 provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up

TPP11(CPTPP)

製品のHS番号

品目別原産地規則

協定を選択し、
HS番号6桁を入力すると品目別規則を検索できる

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

品目別規則を満たすか確認

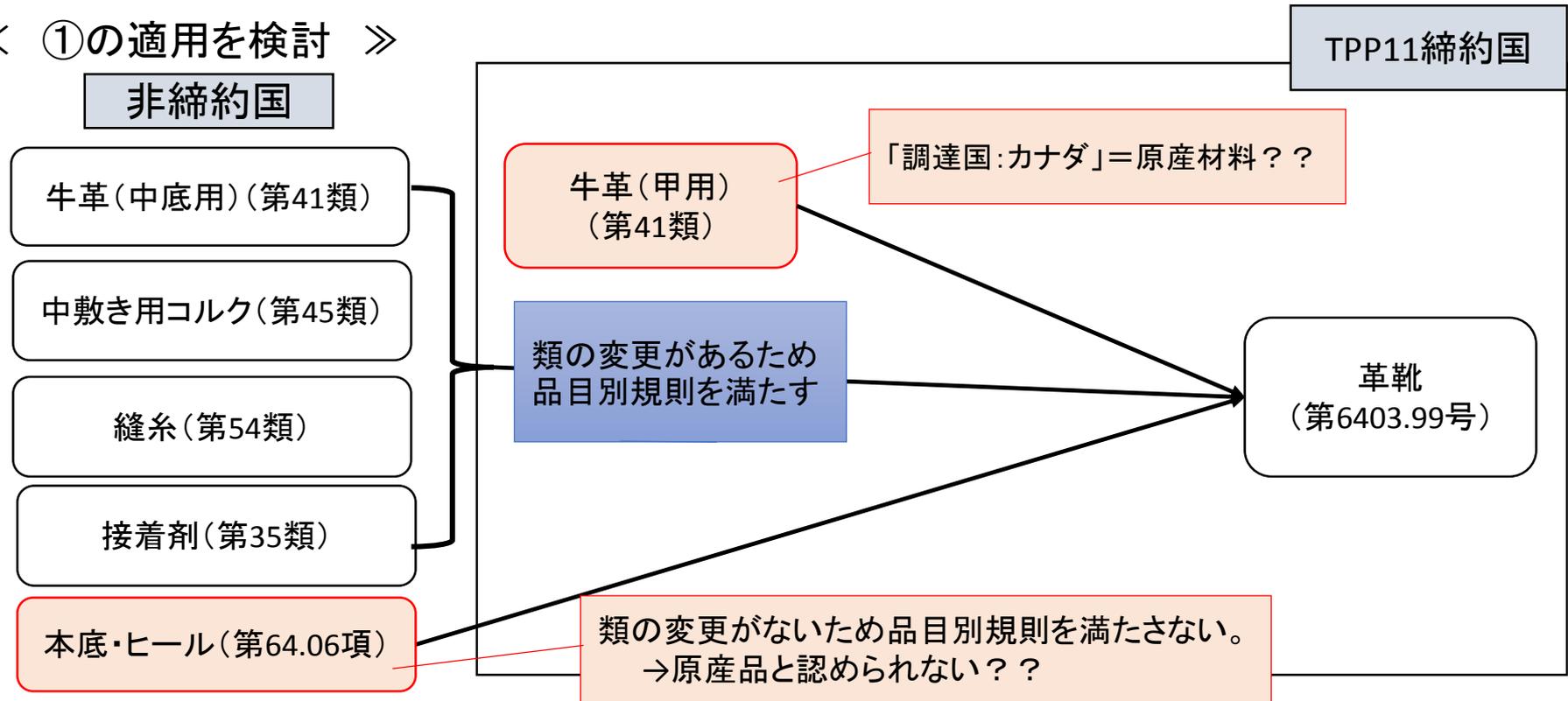
➤ TPP11 (CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更 ……①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること ……②

◀ ①の適用を検討 ▶



【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

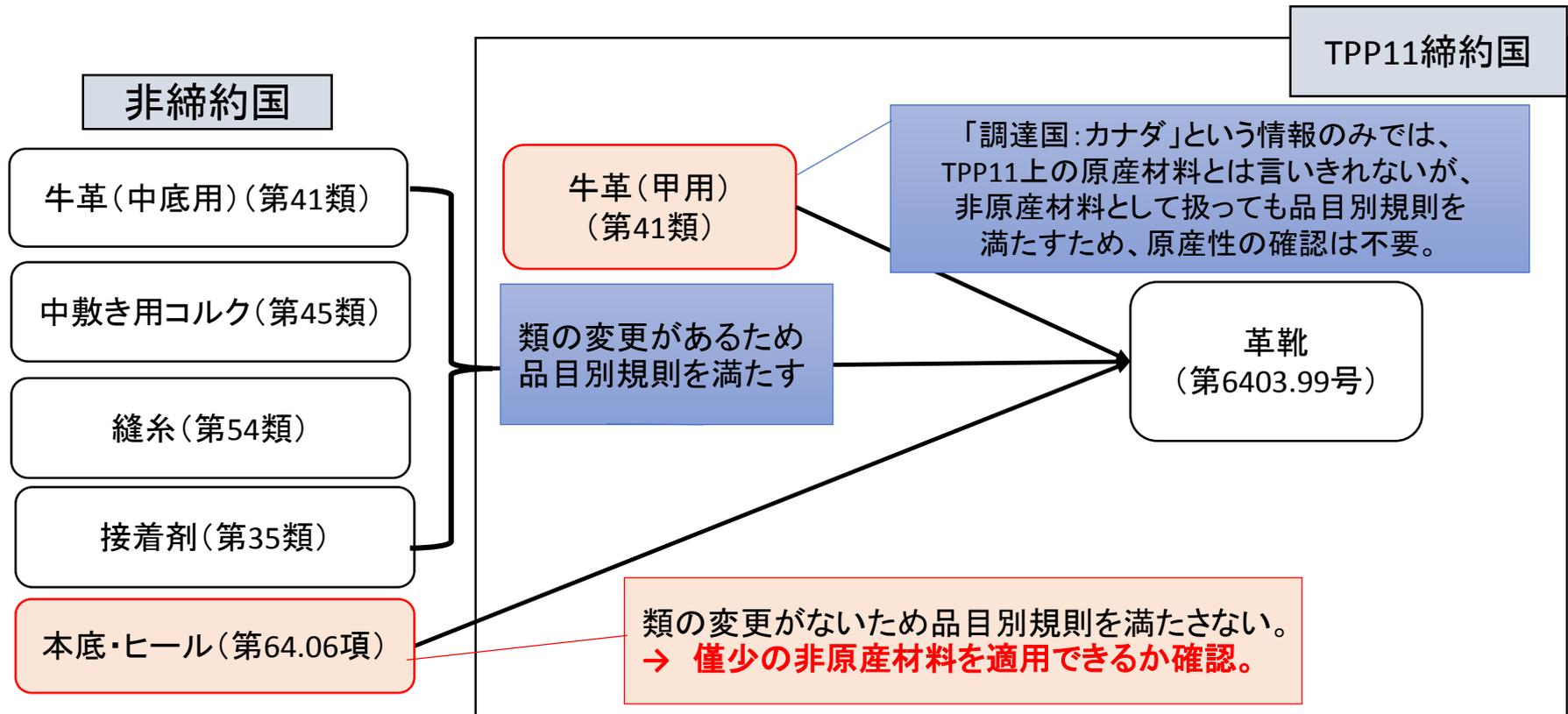
品目別規則を満たすか確認

➤ TPP11 (CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の産品への他の類の材料からの変更 ……①

又は

第64.03項の産品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること ……②



【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

「僅少の非原産材料」を適用できるか確認

品名:革靴(FOB 価格 \$40)

品番:XXXXXX

製造原価計算書

			調達国	HS Code	価格 (\$)	
直接費	材料費	1	牛革(甲)	カナダ	41 類	■
		2	牛革(中底)	中国	41 類	■
		3	本底・ヒール(EVA)	中国	64 類	3
		4	中敷き用コルク	中国	45 類	■
		5	接着剤	中国	35 類	■
		6	縫糸(ポリエステル)	中国	54 類	■
		労務費				■
間接費	開発費				■	
	水道光熱費				■	
	減価償却費				■	
合計					■	

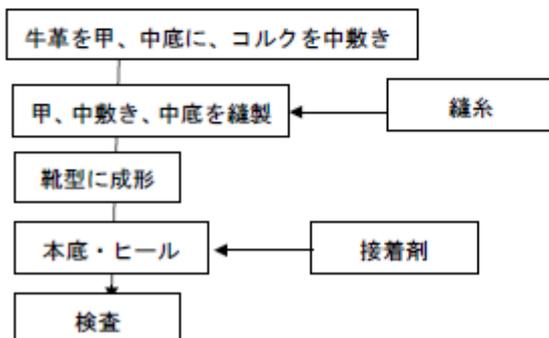
僅少の非原産材料を適用する価額を確認。
無関係な箇所は黒塗り可。

→ 「僅少の非原産材料」

$$\$3 \div \$40 = 7.5\% \leq 10\%$$

→ 「僅少の非原産材料」の適用が可能

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市

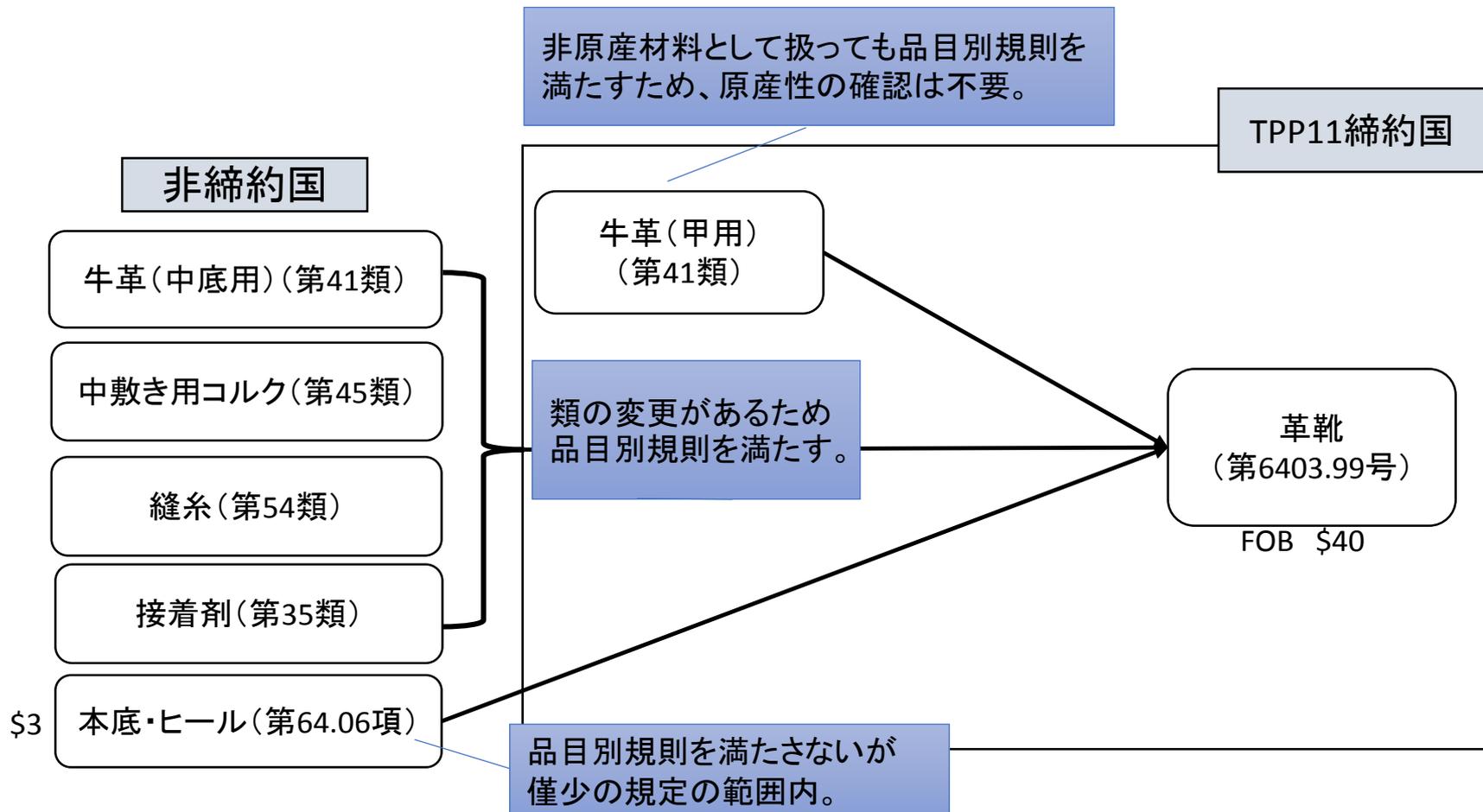


Canada Shoes Co., LTD.

12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

◀ ① を適用 ▶



革靴は、本底・ヒールが僅少の規定を満たし、その他の材料が品目別規則を満たすので、TPP11上の原産品と認められる

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

手順3:原産品申告書を作成する。

＜原産品申告書の記載例＞ 税関様式C第5292号-3

原産品申告書
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス カナダシューズ株式会社 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada XXX-XXXX XXXXXX@co.ca			
2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海岸2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
No.	4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合、判明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	革靴（LEATHER SHOES） 仕入書番号：ABC012345, 2019.3.1	第6403.99号	PSR DMI
7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）			
8. その他の特記事項			
9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。			
作成年月日 2019.3.15			
作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社		印又は署名 税関 商事	
代理人の氏名又は名称		印又は署名	
代理人の住所又は居所			
本原産品申告書の作成者（ <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 生産者）			
※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積			

（規格A4）

輸入者は、当該革靴がTPP11上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意してください。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の製品が輸出された場所とする。

4. 製品の概要

品名: 革靴(LEATHER SHOES)

ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第6403.99号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR」と記載。

僅少の非原産材料の規定を適用しているため「DMI」と記載。

※ この例では税関様式を利用しました。

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

手順4: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式 C 第 5293 号
<p>原産品申告明細書</p> <p>(<input type="checkbox"/>オーストラリア協定、<input checked="" type="checkbox"/>TPP11協定、<input type="checkbox"/>EU協定)</p>		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345, 2019.3.1		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 6403.99 号	
<p>4. 適用する原産性の基準</p> <p><input type="checkbox"/>WO 又は A <input type="checkbox"/>PE 又は B</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>CTC 又は 1・<input type="checkbox"/>VA 又は 2・<input type="checkbox"/>SP 又は 3・<input checked="" type="checkbox"/>DMI 又は E・<input type="checkbox"/>ACU 又は D</p>		
<p>5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明</p> <p><原材料> (すべて非原産材料とする。)</p> <p>①牛革 (甲) (第 41 類)</p> <p>②牛革 (中底) (第 41 類)</p> <p>③本底・ヒール (第 64 類)</p> <p>④中敷き用コルク (第 45 項)</p> <p>⑤接着剤 (第 35 類)</p> <p>⑥ポリエステル製縫糸 (第 54 類)</p> <p><製造工程></p> <p>カナダ、バンクーバー市所在の輸出者の工場において、上記材料を用いて本産品を製造する。</p> <p>①、②の牛革及び④のコルクを甲、中底、中敷きに裁断、当該材料を⑥の縫糸で縫製したものを、⑤の接着剤で③の本底・ヒールと圧着する。</p> <p>①、②、④、⑤、⑥は類の変更を満たし、③は \$ 3/40 = 7.5% であり、僅少の非原産材料の規定を適用できることから、本産品は TPP11 の原産品である。</p> <p>上記事実は別添製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。</p>		
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)		印又は署名 
作成 2019 年 XX 月 1 日		
<small>※WO 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C : 実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1 : 関税分類変更基準、VA 又は 2 : 付加価値基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D : 累積</small>		

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の産品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「産品の概要」における産品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、関税分類変更基準を適用するので「CTC又は1」にチェック。
さらに、僅少の非原産材料の規定を適用しているので、「DMI又はE」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- TPP域内で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則を満たす。
- 僅少の非原産材料を適用するための要件を満たす。

※この例では税関様式を利用しました。

【事例1】 TPP11／輸入者自己申告／革靴

手順5: 関係書類を添付する。

品名: 革靴 (FOB 価格 \$40)

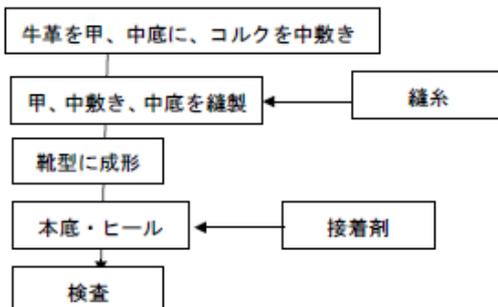
品番: XXXXXX

製造原価計算書

		調達国	HS Code	価格 (\$)	
直接費	材料費	1	牛革(甲)	カナダ 41 類	■
		2	牛革(中底)	中国 41 類	■
		3	本底・ヒール(EVA)	中国 64 類	3
		4	中敷き用コルク	中国 45 類	■
		5	接着剤	中国 35 類	■
		6	縫糸(ポリエステル)	中国 54 類	■
	労務費				■
間接費	開発費			■	
	水道光熱費			■	
	減価償却費			■	
合計				■	

原産性を確認した資料(製造原価証明書、製造工程表等)を原産品申告明細書書の関係書類として添付する。

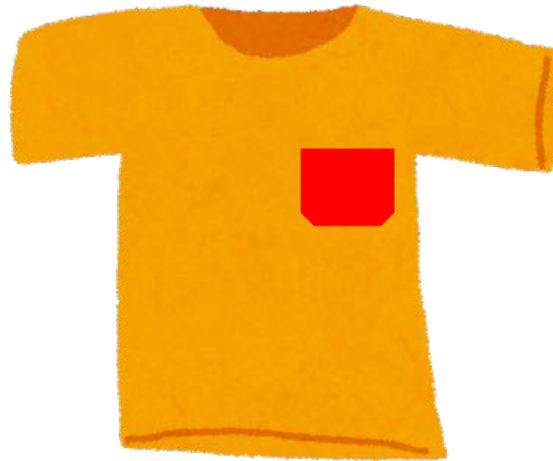
<製造工程> 製造工場: カナダ、バンクーバー市



Canada Shoes Co., LTD.
12345, XX XX Street, Vancouver, Canada

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

- イタリアから日本に輸入される「Tシャツ」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



Tシャツ
(製造国:イタリア)

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

手順1：原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)

...C3.....

(Place and date)

XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

(Printed name of the exporter)

MILANO GARMENT CO.,LTD.

C:実質的変更基準を満たす産品
3:加工工程基準



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ

品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国：中国
3	縫糸	製造国：中国

<製造工程>

製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

61.01-61.17	
「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品」	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ
その他の産品	(省略)



EU域内で

- ・生地を編んでいること、
- ・生地を裁断してTシャツを製品化していることを確認する

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品」

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ

品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国：中国
3	縫糸	製造国：中国

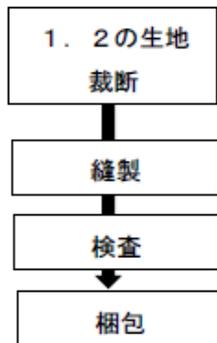
EU域内でメリヤス編みしている

EU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

<製造工程>

製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



綿織物、縫糸をEU域内で製造していない(非原産材料)の場合、Tシャツは原産品と認められる？

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXX, 20121, Milano, Italy

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

日EU協定附属書3-A 品目別規則の注釈

注釈3 附属書3-Bの規定の適用

1. (省略)
2. (省略)
3. 一の品目別原産地規則が製品について特定の材料から生産されるものでなければならぬことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

原産地規則解釈例規 (平成26年6月13日財関第598号)

原産地ポータルに掲載

第3章(その他の原産地基準等関連)

2. EU協定附属書3-A(品目別原産地規則の注釈)注釈3第3項の規定について

EU協定の附属書3-A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

同協定附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

品目別規則が「メリヤス編み又はクロセ編み」を要求している場合、「編む」ことが出来ない非原産材料(織り生地、縫糸等)は品目別規則を考慮しなくてよい。

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

輸出者から提出された資料

品名：Tシャツ

品番：XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

	材料名	備考
1	綿製編み生地	FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み
2	綿織物	ポケット 製造国：中国
3	縫糸	製造国：中国

EU域内でメリヤス編みしている

綿製編み生地をEU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

<製造工程>

製造工場：MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



綿織物、縫糸は品目別規則を考慮しなくてよい
(非原産材料でよい)

MILANO GARMENT CO.,LTD.
XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

Tシャツは品目別規則を満たしているので、日EU・EPA上のEU原産品である。

明細書の関係書類として添付

【事例2】 日EU・EPA／輸出者自己申告／Tシャツ

手順3:原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式C第5293号
原産品申告明細書 (<input type="checkbox"/> オーストラリア協定、 <input type="checkbox"/> TPP11協定、 <input checked="" type="checkbox"/> EU協定)		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第6109.10号	
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO又はA <input type="checkbox"/> PE又はB <input checked="" type="checkbox"/> PSR又はC (PSR又はCの場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC又は1・ <input type="checkbox"/> VA又は2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP又は3・ <input type="checkbox"/> DMI又はE・ <input type="checkbox"/> ACU又はD		
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <製造工程> メリヤス編み：フランス 裁断及び縫製：イタリア よって、本品は、品目別規則に定める上記工程をフランス及びイタリアにおいて経ていることから、EUの原産品である。 上記事実は別添資料により確認することができる。		
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)		印又は署名 印又は署名 
作成 2019年 XX月 1日		
<small>※WO又はA：完全生産品、PE又はB：原産材料のみから生産される商品、PSR又はC：実質的変更基準を満たす商品、CTC又は1：関税分類変更基準、VA又は2：付加価値基準、SP又は3：加工工程基準、DMI又はE：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU又はD：累積</small>		
(規格A4)		

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす商品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、加工工程基準を適用するので「SP又は3」にチェック。

5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- EU域内でメリヤス編み又はクロセ編みの生地を製造し、かつ、生地を裁断して、Tシャツを製造していること。

※この例では税関様式を利用しました。

【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

- イタリアから日本に輸入される「トマト缶」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



トマト缶（イタリア産）
材料：トマト、トマトピューレ、岩塩

【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

手順1：原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...[0123456789](#).) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...[the European Union](#)... preferential origin.

(Origin criteria used)

...[C3](#).....

(Place and date)

[XXX20201,XXXXXX, Italy](#) ...[XX.XX.2019](#)

(Printed name of the exporter)

[ITALY TOMATO CO.,LTD.](#)

C: 実質的変更基準を満たす産品
3: 加工工程基準 (又は1: 関税分類変更基準)



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

	材料名	備考
1	トマト	イタリア産
2	トマト ピューレ	イタリア産トマトから製造
3	岩塩	

<製造工程>

トマト産地：イタリア●●州

トマト缶製造工場：ITALY TOMATO CO.,LTD.
([XXX20201,XXXXXX, Italy](#))

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.

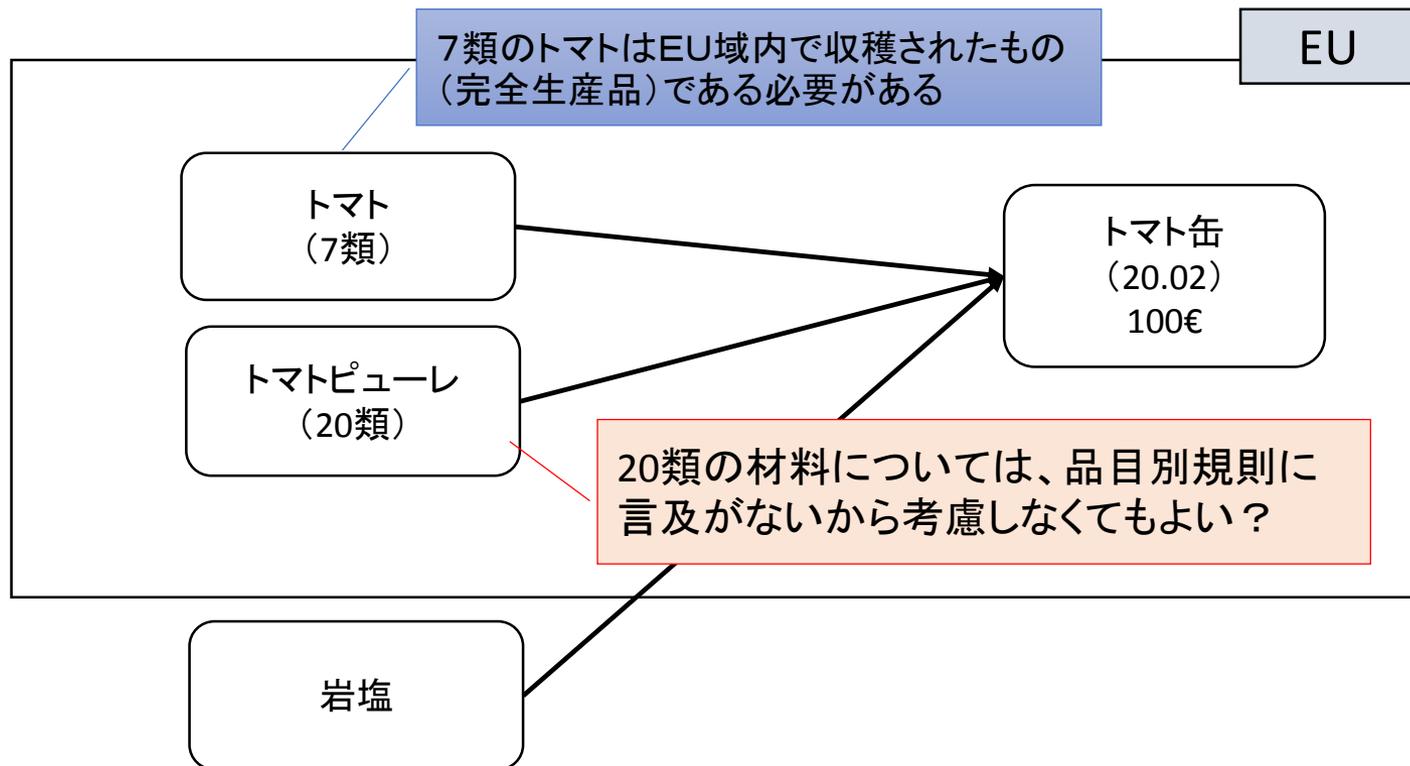
[XXX20201,XXXXXX, Italy](#)

【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

手順2: 産品が原産品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項－第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日財関第598号)

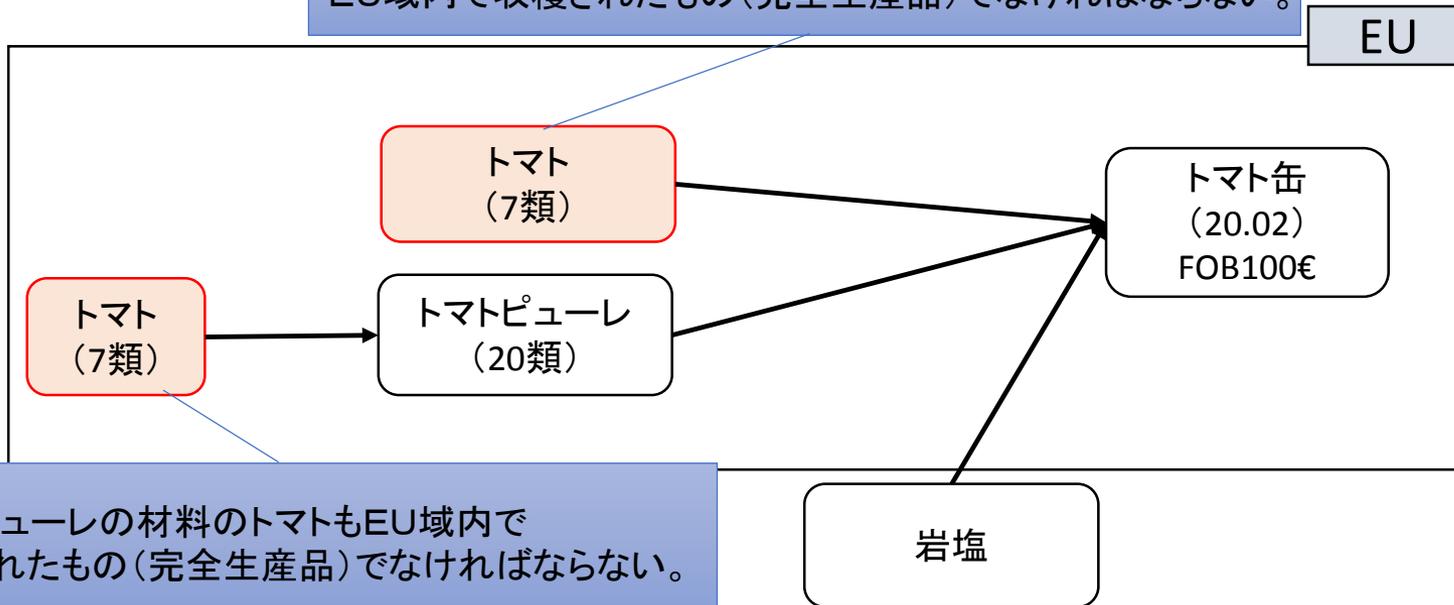
原産地ポータルに掲載

第1章(第1部～第4部関連)

2. EU協定附属書3-B中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定の附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。

EU域内で収穫されたもの(完全生産品)でなければならない。



トマト缶は、材料のトマトがEUの完全生産品であれば、日EU・EPA上のEU原産品と認められる

【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項－第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

	材料名	備考
1	トマト	イタリア産
2	トマト ピューレ	イタリア産トマトから製造
3	岩塩	

材料のトマトがEU域内で収穫されたものか確認

<製造工程>

トマト産地：イタリア●●州

トマト缶製造工場：ITALY TOMATO CO.,LTD.
(XXX20201,XXXXXXX, Italy)

トマト缶がEU域内で製造されているか確認

トマト皮むぎ、カット→トマトピューレ製造
→カットトマト、岩塩と混合→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.

XXX20201,XXXXXXX, Italy

明細書の関係書類として添付

【事例3】 日EU・EPA／輸出者自己申告／トマト缶

手順3:原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式C第5293号
原産品申告明細書 (<input type="checkbox"/> オーストラリア協定、 <input type="checkbox"/> TPP11協定、 <input checked="" type="checkbox"/> EU協定)		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第2002.10号	
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> W0又はA <input type="checkbox"/> PE又はB <input checked="" type="checkbox"/> PSR又はC (PSR又はCの場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC又は1・ <input type="checkbox"/> VA又は2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP又は3・ <input type="checkbox"/> DMI又はE・ <input type="checkbox"/> AOU又はD		
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> トマト(7類) トマトピューレ 岩塩(原産地不明) 本品は、イタリア所在の輸出者工場においてイタリア産トマトから製造したものであることから、本品はEUの原産品である。 上記事実は製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。		
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は住所及び住所又は居所)		印又は署名 印又は署名 
作成 2019年 XX月 1日		

※W0又はA:完全生産品、PE又はB:原材料のみから生産される製品、PSR又はC:実質的変更基準を満たす製品、CTC又は1:関税分類変更基準、VA又は2:付加価値基準、SP又は3:加工工程基準、DMI又はE:僅少の非原産材料又は許容限度、AOU又はD:累積

(規格A4)

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、加工工程基準を適用するので「SP又は3」にチェック。(関税分類変更基準の場合は「CTC又は1」)

5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明

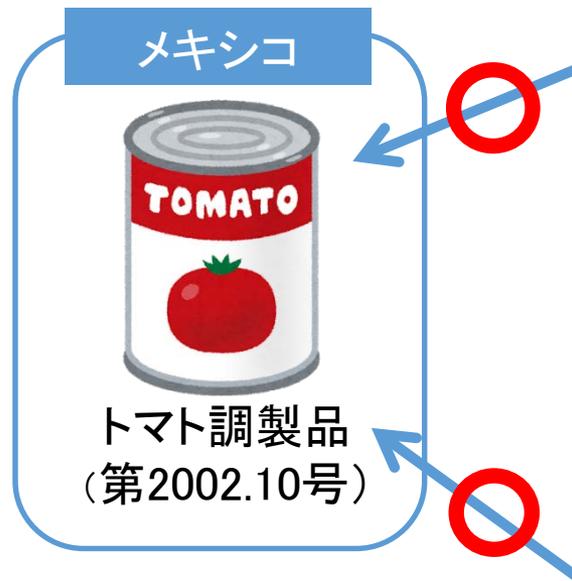
どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 材料とHSコード
- EU域内で完全に生産されている。
- トマトがEUの完全生産品であること。

ワンポイント

 以下のように証明負担を軽減することが可能。

(例)
メキシコで生産されるトマト調製品に、TPP11税率を適用したい。



この例のトマト調製品は、①②のどちらを適用しても、TPP11原産品と認められる。

→ 負担がより軽い方を選択して証明すればOK。

①原産材料のみから生産される産品

一又は二以上の締約国の領域において**原産材料のみから**完全に生産される産品 (TPP11第3・2条(b))

材料	メキシコ	カナダ	日本
	トマト (第7類)	食塩 (第25.07項)	クエン酸 (第29.18項)

全ての材料が**TPP11 (CPTPP) 原産品であることを示す情報が必要。**

②実質的変更基準を満たす産品

第20.02項の産品への他の類の材料からの変更 (TPP11 品目別規則 第20.02項)

材料			
	トマト (第7類)	食塩 (第25.07項)	クエン酸 (第29.18項)

全ての材料が「類変更」を満たしていることを示すため、材料のHS番号の情報が必要。非原産材料であってもよいので、**原産材料であることを証明する必要はない。**

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

自己申告制度に関するFAQ①

Q. 輸出者が作成した原産品申告書に基づいて申告しており、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていない場合、どのような明細書等を作成し提出すべきか。

A. 原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報が得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付してください。

Q. 生産者又は輸出者が作成した誓約書に基づき、**輸入者**が原産品申告書を作成することは可能か。

A. 日豪及びTPP11については、原則として可能です。ただし、誓約書に対する作成者の合理的信頼（取引契約や継続的な取引関係の存在を前提とした信用）が必要となるほか、税関から輸出者又は生産者に対して情報提供要請を行った場合には原産品であることを示す情報を速やかに提出できることが前提となります（当該情報を提出しない場合には、EPA 税率の適用が否認される場合があります）ので、御留意ください。

なお、日EU・EPAについては、輸入申告時に輸入者が原産品であることの情報を有していることが必要であり、当該誓約書に基づき原産品申告書を作成することはできませんので、併せて御留意ください。

Q. 日EU・EPAにおいて、輸出者又は生産者が作成する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の書類とは別の一枚紙に作成することは可能か。

A. 日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の書類の別添とすることも認められます。但し、別添とする場合は、インボイス等の商業上の書類との関連が分かるようにしてください。

自己申告制度に関するFAQ②

Q. 牛肉等の締約国で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出されるインボイス等の通関関係書類によって締約国の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はないとのことだが、具体的にどのような通関関係書類があれば、明細書等の提出を省略できるか。

A. 輸入申告においては、一般的に、インボイス、パッキングリスト、船荷証券(BL)の通関関係書類が提出されますが、それらの書類において、輸入される産品について原産地に関する記載(“○○○○ Beef”、“Made in ○○○○”や”Product of ○○○○”)、当該産品に係る締約国所在の生産者に関する記載、当該産品の商標、仕出国等を総合的に勘案し、原産品申告書とともに、締約国産牛肉と判断できる場合には、明細書等の提出は省略できます。

また、これらの通関関係書類のほか、同様の形で原産性が判断できる、契約書、動物検疫用の衛生証明書、関税割当証明書等その他の通関関係書類を併せて提出することによって、原産性が判断できる場合にも明細書等の提出は省略できます。

なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからではすべて確認できず、一部その他の情報で確認しているような場合(例えば生産者からのメールや電話によって確認している場合)には、当該確認方法や内容を原産品申告明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

Q. 輸入申告後に自己申告制度を利用し、原産品申告書を用いてEPA税率の適用を求めることはできるか。

A. 輸入申告の際にEPA税率の適用を求めることが必要となることから、輸入申告後にEPA税率の適用を求めることはできません。なお、TPP11(CPTPP)については、更正請求の特例という形で、輸入後の還付が認められる規定があります。

→ その他のFAQは、[原産地規則ポータル\(税関HP\)](#)に掲載中の『[「自己申告制度」利用の手引き](#)』を御参照ください。

最後に・・・

自己申告制度の下においては、予見可能性を向上させ、迅速な通関を確保する観点から、事前教示制度の利用が有効です。輸入申告前に、各種書面により貨物の原産性について十分な説明ができる場合は、事前教示制度の利用について御検討ください。



ご清聴ありがとうございました。